



2022年12月21日

各 位

会 社 名 ENEOSホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 齋藤 猛
(コード番号 5020 東証プライム 名証プレミア)
問合せ先 インベスター・リレーションズ部IRグループ 横山 翔
マネージャー
(TEL 03-6257-7075)

会 社 名 JX金属株式会社
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 村山 誠一
問合せ先 経営企画部広報室 広報担当 長谷川典彦
課長
(TEL 03-6433-6437)

ENEOSホールディングス株式会社の完全子会社（JX金属株式会社）による タツタ電線株式会社株式（証券コード 5809）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ

ENEOSホールディングス株式会社とその完全子会社であるJX金属株式会社（以下「JX金属」といいます。）は、2022年12月21日開催のそれぞれの取締役会において、タツタ電線株式会社（コード番号：5809、株式会社東京証券取引所プライム市場）の株式を、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）に基づく公開買付けにより取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

詳細については、添付にあるJX金属公表の「タツタ電線株式会社株式（証券コード：5809）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」をご参照ください。

記

JX金属の概要

所在地	東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 社長執行役員 村山 誠一
事業内容	非鉄金属資源の開発・採掘 非鉄金属製品（銅、金、銀等）の製造・販売 電解・圧延銅箔の製造・販売 薄膜材料（ターゲット材、表面処理剤、化合物半導体材料等）の製造・販売 精密圧延品の製造・販売 精密加工品の製造・販売 非鉄金属リサイクルおよび産業廃棄物処理
資本金	75,000百万円（2022年12月21日時点）

以上

本資料は、J X 金属株式会社（公開買付者）がENEOSホールディングス株式会社（公開買付者の親会社）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて行う公表を兼ねております。

各 位

会 社 名 J X 金属株式会社
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 村山 誠一
問合せ先 経営企画部広報室 広報担当 長谷川典彦
課長
(TEL 03-6433-6437)

タツタ電線株式会社株式（証券コード：5809）に対する
公開買付けの開始予定に関するお知らせ

J X 金属株式会社（以下「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、2022年12月21日開催の取締役会において、以下のとおり、タツタ電線株式会社（コード番号：5809 株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を公開買付け（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）及び関係法令に基づくものをいい、以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

本公開買付けにつきましては、①国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応（注1）を終えること、②対象者の取締役会において全会一致の賛同・応募推奨決議が適法かつ有効に行われ、かつ、変更又は撤回がされていないこと、③対象者が設置した特別委員会において賛同・応募推奨に肯定的な内容の答申が行われ、かつ、変更又は撤回がされていないこと、及び④対象者の財政状態に重大な悪影響を与える事由（法第27条の11第1項ただし書に定める対象者又はその子会社の業務又は財産に関する重要な変更その他の本公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事由又はそれらに類似し若しくは準じる事由をいいます。）が生じていないこと等（注2）の各条件（以下、これらの条件を総称して「本公開買付前提条件」といいます。）が充足された場合（又は当社が本公開買付前提条件を放棄した場合）に実施いたします。なお、本公開買付けは、本公開買付前提条件が充足された場合（又は当社が本公開買付前提条件を放棄した場合）に、速やかに実施することを予定しており、本日現在、当社は、2023年6月には本公開買付けを開始することを目指しておりますが（注3）、国内外の競争当局における手続等に要する期間を正確に予想することが困難な状況であるため、本公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。

（注1）日本及び中国における競争法上の届出に係る承認又は待機期間の満了が含まれます。なお、中国競争法上の届出については、中国競争法に基づく届出の要否に係る基準額の引き上げ等を内容とする法改正が予定されており、本公開買付けにおいて当該基準額を満たすかは対象者グループ（下記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「①本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程」で定義します。）の中国における売上高を考慮する必要があるところ、当該売上高は法改正前の基準額（4億人民元）を上回るもの、法改正施行後の基準額（8億人民元）を下回ることとなるため、当該法改正が施行された場合には本公開買付けにつき中国における競争法上の届出は不要となります。もっとも、その具体的な施行時期は現時点において不明であるため、本日現在、中国における競争法上の届出の要否は確定しておりません。本日現在、当社は、日本及び中国における競争法上の届出に向けた準備を進めており、準備が整い次第速やかに日本及び中国における競争法上の届出を実施する予定ですが、仮に、中国における競争法上の届出の実施後に当該法改正が施行され、当該届出が不要となった場合には、当該届出の取り下げを申請する予定です。なお、中国における競争法上の届出の要否が確定した場合には、速やかにお知らせいたします。

（注2）本公開買付けにつきましては、上記①乃至④のほか、⑤司法・行政機関等に対して、本公開買付けの開始を禁止又は制限することを求める旨のいかなる申立、訴訟又は手続も係属しておらず、かつ、本公開買付けの開始を禁止又は制限する司法・行政機関等の判断等が存在しないこと、及び、⑥対象者

に関する未公表の重要事実（法第166条第2項に定める重要な事実をいいます。）又は公開買付け等事実（法第167条第2項に定める事実をいいます。）が存在しないことを実施の前提条件としております。

(注3)かかる本公開買付けの開始予定期は、日本及び中国における競争法上の届出が必要であることを前提とするものです。上記注1に記載のとおり、本公開買付けにおいては、中国における競争法上の届出は不要となる可能性がありますが、仮に日本における競争法上の届出のみが必要となる場合であっても、本公開買付けにおいては、対象者の製造・販売する製品の一部に市場シェアの高い製品が存在することを踏まえると、日本の競争当局における審査が長期間となる可能性があり、かつ、顧客等に対するヒアリングといった本公開買付けの公表後に実施が可能となる審査も行われる可能性があると考えていることから、本日現在、日本における競争法上の手続等に要する期間についても正確に予想することは困難な状況です。もっとも、仮に中国競争法上の届出が不要となった場合には、当該時点における日本の競争法上の手続の進捗状況に応じて、本公開買付けの開始予定期が変更となる可能性があります。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場している対象者株式を22,739,218株（所有割合（注1）：36.81%）直接所有し、また、公開買付者の子会社であるJX金属商事株式会社（以下「JX金属商事」といいます。）を通じて対象者株式を136,311株（所有割合：0.22%）間接所有しており、合わせて対象者株式を22,875,529株（所有割合：37.03%）所有することにより、対象者を持分法適用関連会社としております。今般、公開買付者は、2022年12月21日開催の取締役会において、対象者株式の全て（但し、公開買付者が直接所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とするための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

(注1) 対象者が2022年11月11日に提出した「第99期第2四半期報告書」（以下「対象者第2四半期報告書」といいます。）に記載された2022年9月30日現在の発行済株式総数70,156,394株から、対象者第2四半期報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（8,375,229株）を控除した株式数（61,781,165株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。）をいいます。以下、所有割合の計算において同じとします。

(注2) 上記のJX金属商事の所有株式数（136,311株）には、対象者の取引先持株会であるタツタ電線共栄会を通じた持分として間接的に所有する対象者株式49,996株（小数点以下切り捨て。）を含みます。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定期の下限を18,448,182株（所有割合：29.86%）に設定しており、本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定期の下限（18,448,182株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、本公開買付けは対象者を完全子会社化することを目的としており、買付予定期の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定期の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定期の下限（18,448,182株）は、対象者第2四半期報告書に記載された2022年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（70,156,394株）より、対象者第2四半期報告書に記載された同日現在対象者が所有する自己株式数（8,375,229株）を控除した株式数（61,781,165株）に係る議決権の数（617,811個）に3分の2を乗じた数（411,874個）から対象者株式1単元（100株）を乗じた株式数（41,187,400株）について、さらに公開買付者が本日現在所有する対象者株式数（22,739,218株）を控除した株式数（18,448,182株）としております（注3）。かかる買付予定期の下限を設定したのは、本公開買付けは、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としているところ、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の株式併合の手続を実施する際には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされるため、本取引を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者が対象者の総株主の議決権数の3分の2以上を所有することとなるようにするためです。

(注3) 買付予定期の下限は、本日時点の情報に依拠する暫定的な数であり、同時点以後の対象者が所有する自己株式数の変動等のために、本公開買付けにおける実際の買付予定期の下限が上記の数字と異なる可能性があります。本公開買付けの開始前に、本公開買付けの開始時点において入手可能な最新の情報を踏まえ、最終的な買付予定期の下限を決定する予定です。

本公司買付けに際して、公開買付者は、本取引検討中における機密保持の観点から、本公司買付けの公表以前に公開買付者の連結子会社であるJX金属商事への本公司買付けに関する説明は行っておらず、JX金属商事との間で、JX金属商事が所有する対象者株式の全て（合計所有株式数：136,311株、合計所有割合：0.22%）について、本公司買付けに関する合意をしておりません。但し、公開買付者としては、本公司買付けの公表後、JX金属商事に対し、その所有する対象者株式の全てを本公司買付けへ応募するよう要請する予定です（応募合意に係る契約を締結する予定はございません。）。

公開買付者は、本公司買付けにより、公開買付者が対象者株式の全て（但し、公開買付者が直接所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公司買付けの成立後に公開買付者が対象者を完全子会社とするため、下記「(4) 本公司買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続を実施することを予定しております。

対象者が2022年12月21日に公表した「ENEOSホールディングス株式会社の完全子会社（JX金属株式会社）による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、本公司買付けに関して、同日時点における対象者の意見として、本公司買付けが開始された場合には、本公司買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公司買付けに応募することを推奨する旨を決議したことです。

また、対象者は、上記取締役会においては、下記「(2) 本公司買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公司買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公司買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本公司買付けが開始される際に、対象者が設置した特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）に対して、本特別委員会が2022年12月20日付で対象者取締役会に対して提出した答申書（以下「本答申書」といいます。）の意見に変更がないか否か検討し、対象者取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮詢すること、及びかかる意見を踏まえて、本公司買付けが開始される時点で、改めて本公司買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議していることです。本特別委員会の委員の構成及び具体的な活動内容等については、下記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「② 算定の経緯」の「（本公司買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公司買付けの公正性を担保するための措置）」の「(c) 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。

また、上記対象者取締役会決議は、公開買付者が本公司買付け及びその後の一連の手続により、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを企図していること、並びに対象者株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものとのことです。

なお、対象者の意思決定の過程に係る詳細については、対象者プレスリリース及び下記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「② 算定の経緯」の「（本公司買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公司買付けの公正性を担保するための措置）」の「(e) 対象者における利害関係を有しない取締役の承認」をご参照ください。

(2) 本公司買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公司買付け後の経営方針

① 本公司買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、1905年12月11日、久原房之助氏が茨城県日立市の赤沢銅山の買山契約を締結し、同26日に、久原鉱業所日立鉱山として創業を開始いたしました。その後、個人企業であった久原鉱業所を改組し、1912年9月18日に久原鉱業株式会社（以下「久原鉱業」といいます。）を設立いたしました。久原鉱業は、公開持株会社制に移行すべく、1928年12月29日日本産業株式会社（以下「日本産業」といいます。）に商号変更し、1929年4月24日には、日本産業の鉱業部門を分離独立させて日本鉱業株式会社（以下「日本鉱業」といいます。）を設立させました。その後、日本鉱業は、1949年11月に東京及び大阪の各証券取引所第一部に上場いたしました。1992年11月1日、日本鉱業から同社の金属資源開発部門、金属事業部門、金属加工事業部門を承継した日鉱金属株式会社（同年5月28日設立。以下「日鉱金属」といいます。）が営業を開始いたしました。その後、日鉱金属は、1998年8月4日に東京証券取引所市場第一部に株式上場しております。一方で、日鉱金属分離後の日本鉱業は、1992年12月1日付で共同石油株式会社と合併し、株式会社日鉱共石が発足いたしました。なお、同社は、1993年12月1日付で、株式会社ジャパンエナジー（以下「ジャパンエナジー」といいます。）に商号変更しております。2002年9月27日には、日鉱金属とジャパンエナジーが共同持株会社として新日鉱ホールディングス株式会社（以下「新日鉱ホールディングス」といいます。）を設立し東京、大阪及び名古屋の各証券取引所第一部に上場、それに伴い日鉱金属とジャパンエナジーは上場廃止となっております。2006

年4月1日には、日鉱金属、株式会社日鉱マテリアルズ（1981年4月7日設立の日鉱グールド・フォイル株式会社が、1999年7月1日にジャパンエナジーから同社の電子材料事業を承継するとともに商号変更を実施。以下「日鉱マテリアルズ」といいます。）及び日鉱金属加工株式会社（2003年10月1日に日鉱金属の金属加工事業を分離独立させ設立）は、日鉱マテリアルズを存続会社として合併・統合し、新・日鉱金属株式会社が発足いたしました（以下「新・日鉱金属」といいます。）。

2010年4月1日には、新日鉱ホールディングスと新日本石油株式会社は、共同株式移転により統合持株会社「JXホールディングス株式会社（以下「JXホールディングス」といいます。）」を設立し、傘下のグループ会社の再編を行いました。その結果、同年7月1日には、新日鉱ホールディングスは新・日鉱金属を吸收合併してJX日鉱日石金属株式会社に商号変更し、事業会社へと転換いたしました。その後、2016年1月1日には現商号のJX金属株式会社に変更いたしました。なお、JXホールディングスは、2017年4月1日付でJXTGホールディングス株式会社に、また、2020年6月25日付でENEOSホールディングス株式会社（公開買付者の親会社であり、以下「ENEOSホールディングス」といいます。）に、それぞれ商号変更しております。

ENEOSホールディングスは、2019年5月13日付で公表された「2040年JXTGグループ長期ビジョン」において、アジアを代表するエネルギー・素材企業をありたい姿として掲げており、その中において公開買付者は、電子材料や銅資源・製錬を担うものとして、ENEOSホールディングスにおける中核事業会社3社の一つに挙げられております。公開買付者はENEOSホールディングスの完全子会社であり、純粋持株会社であるENEOSホールディングスとの間には原則として商取引は存在しておりませんが、公開買付者からENEOSホールディングスへの人材派遣等は行われております。公開買付者の事業運営や重要な経営判断については、ENEOSホールディングスの社長決裁や取締役会決議を経た上で行われます。

公開買付者グループ（公開買付者、連結子会社73社及び関連会社14社（本日現在）により構成される企業グループをいい、対象者及び対象者の連結子会社6社（以下「対象者グループ」といいます。）を除きます。以下同じです。）は、非鉄資源と素材を安定的に供給することが社会的使命であるとの認識のもと、以下の5つのセグメントにおいて事業を行っております。

- (1) 機能材料事業：フレキシブル回路基板（注1）等に使われる主力製品の圧延銅箔や、コネクター等に使われるチタン銅、コルソングリーン合金（注2）、りん青銅といった高機能銅合金条の供給、貴金属めっき・プレス加工等をグローバルに展開しております。
- (2) 薄膜材料事業：半導体向け用途を含む多種多様なスパッタリングターゲット（注3）をはじめ、化合物半導体材料、高純度金属及び表面処理剤等、最先端IT機器、医療機器及び電気自動車等の各種高機能デバイスへと応用できる製品をグローバルに供給しております。
- (3) 資源事業：公開買付者グループが全権益を保有するチリ共和国に所在するカセロネス銅鉱山の安定操業と更なる生産性向上に努めており、今後先端素材分野での需要拡大が期待されるレアメタル鉱山の調査・開発にも積極的に取り組んでおります。
- (4) 金属・リサイクル事業：銅精鉱とリサイクル原料から、製錬プロセスを通じて銅・貴金属等高品質の金属地金を効率的に生産し、日本およびアジア地域へ安定的に供給をしております。また、製錬で培った焼却・溶融技術を応用した産業廃棄物の無害化事業も手掛けております。
- (5) タンタル・ニオブ事業：公開買付者の子会社であるTANIOBIS GmbHは世界有数のタンタルとニオブを素材とした材料を製造するメーカーであり、金属タンタル粉の製造・販売量では世界第一位を誇っております。公開買付者はTANIOBIS GmbHとともにコンデンサや半導体材料用の金属粉、SAWデバイス（注4）や光学レンズ用の酸化物、半導体用の塩化物、高機能粉末材料等を安定的に供給しております。

(注1) 「フレキシブル回路基板」とは、ポリイミド等の絶縁性を持つ薄く柔らかいフィルムと極薄の銅箔等の誘導性金属を貼り合わせた基材に、電気回路を形成した基板のことをいいます。

(注2) 「コルソングリーン合金」とは、ニッケルやケイ素を主な副成分とする特殊銅合金の一種のことをいいます。

- (注3) 「スパッタリングターゲット」とは、物理的気相成長法の一つであり、真空状態の装置内で不活性ガスを用いて行われるスパッタリング法により、シリコンウェハーやガラス等の基板上に薄膜を形成する際に用いられる成膜材料のことです。
- (注4) 「S A Wデバイス」とは、圧電体の薄膜、若しくは基板上に形成された規則性のあるくし形電極により弾性表面波を励振させる構成を持つフィルターデバイスのことです。

公開買付者は、2019年6月27日付で「2040年 J X金属グループ長期ビジョン」を公表いたしました。これは、「装置産業型企業」から「技術立脚型企業」への転身を基本方針とするものであり、この中では機能材料事業、薄膜材料事業及びタンタル・ニオブ事業を「フォーカス事業」、また、資源事業、金属・リサイクル事業を「ベース事業」と位置付けており、成長戦略のコアである「フォーカス事業」の更なる発展と、組織基盤を支えるための「ベース事業」の両立により、国際競争の中にあっても持続的成長と高収益体质を実現するとともに、SDGsが目指す持続可能な社会の実現に向けて積極的に取り組んでおります。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、1945年9月に設立し、1947年10月には、電線製造・販売を創業、1948年7月には現在のタツタ電線株式会社に商号を変更し、電線・ケーブルの専門企業として事業を運営していく中で、給配電用及び通信用ケーブルの製造を手がけていたとのことです。1981年11月には、光ケーブルの開発に取り組んだ後、1987年1月に銅導電性塗料の開発、販売を開始したとのことです。2000年3月には現在も対象者の主力製品である「電磁波シールドフィルム」の開発、販売を開始、2003年9月には自社生産品の出荷を開始したとのことです。現在では、電線・ケーブル事業、電子材料事業のほか、コア技術をさらに他方面に展開し、センサー&メディカル事業、環境分析事業等を行っているとのことです。対象者は1954年2月に株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）に株式を上場、1961年10月には東京証券取引所に株式を上場しており、東京証券取引所における市場区分の見直しにより2022年4月4日から東京証券取引所プライム市場に移行しているとのことです（なお、2013年7月に行われた東京証券取引所と大阪証券取引所の現物市場統合により、現在は、対象者は大阪証券取引所には上場していないとのことです。）。また、2022年9月30日現在、対象者の連結対象会社は6社（全て完全子会社）になるとのことです。

対象者グループは、経営理念である「①電線・ケーブル事業及び電子材料事業をコア事業とし、次代を担う事業の開発にも継続的かつ積極的に取り組み、活力・スピード感に溢れ、公正かつ透明性の高い連結経営を推進することにより、持続的に成長し、中長期的な企業価値を向上させるとともに、②地球環境問題に配慮しつつ、顧客ニーズにマッチした特長ある商品・サービスを提供することにより、持続的な社会の発展に貢献する」の実現を目指し、電線・ケーブル事業、電子材料事業、センサー&メディカル事業及び環境分析事業を柱に事業活動を展開しているとのことです。各事業の概要は以下のとおりとのことです。

(a) 電線・ケーブル事業

対象者グループは、インフラ、産業機器向けの電線・ケーブルの製造及び販売をしているとのことです。具体的には、①発電所やプラントで使用されるインフラ向けの電線・ケーブル、②鉄道やFA（注5）・ロボット、音響や放送等の様々な産業機器に対応する電線・ケーブルを製造及び販売しているとのことです。

(b) 電子材料事業

対象者グループは、電子機器向け電磁波シールドフィルム、電子機器向け導電性ペースト及び電子部品配線用の極細電線を製造及び販売しているとのことです。

(c) センサー&メディカル（医療機器部材）事業

対象者グループは、センサー事業においては漏水検知技術や高精度・高品質光ファイバ（注6）応用技術等、センシング技術（注7）を応用した製品を製造及び販売しているとのことです。また、メディカル（医療機器部材）事業においては電線・ケーブル・機能性材料の開発・製造で培った要素技術を医療機器に応用して医療用のセンサー、チューブ、電線等の医療用機器・部品・素材を製造及び販売しているとのことです。

(d) 環境分析事業

対象者グループは、水質・大気・土壤分析、作業環境測定、騒音振動測定等にはじまり、アスベスト、ダイオキシン類等、P C B (注8) 等の次々と顕在化する有害物質分析やR o H S (注9) 分析、製品の不具合・不良の原因解析等のサービスを展開しているほか、土壤汚染調査・浄化や作業環境の改善指導等のコンサルティングに至るまで幅広いサービスを提供しているとのことです。

(注5) 「F A」とは、「F a c t o r y A u t o m a t i o n」の略で、生産工程の自動化を図るシステムの総称をいいます。

(注6) 「光ファイバ」とは、ガラスや透明なプラスチック等を細長く加工したもの被覆で覆った構造の線材をいいます。

(注7) 「センシング技術」とは、センサーと呼ばれる感知器等を使用して様々な情報を計測して数値化する技術の総称をいいます。

(注8) 「P C B」とは、「P o l y C h l o r i n a t e d B i p h e n y l」の略で、ポリ塩化ビフェニルのことをいいます。

(注9) 「R o H S」とは、「R e s t r i c t i o n o f t h e u s e o f c e r t a i n h a z a r d o u s s u b s t a n c e s i n e l e c t r i c a l a n d e l e c t r o n i c e q u i p m e n t」の略で、電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州連合による指令をいいます。

なお、対象者グループの製品の主要原料は銅であり、公開買付者グループの子会社であるパンパシフィック・カッパー株式会社等の取引先から原料銅の仕入を行っているとのことです。

公開買付者の前身である日本鉱業は、対象者に対しては電線向け銅原料の供給を行っていたところ、電線業界の不振等に伴う資金不足解消を目的とした対象者からの資金的援助の要請に応える形で、1954年に対象者と資本関係を有するに至りました。それ以降、1992年11月には上述のとおり日本鉱業の金属・金属加工事業を日鉱金属に分離独立させたことに伴い、当時の日本鉱業の保有株式22,257,000株（当該時点における発行済株式総数に対する所有株式数の割合（以下「出資比率」といいます。）：30.31%）は日鉱金属が保有することになりました。その後、日鉱金属は、対象者による転換社債の転換等により、1994年には22,277,000株（出資比率：30.34%）、1994年には22,287,000株（出資比率：30.35%）、1996年には22,697,218株（出資比率：30.91%）、2000年には22,739,218株（出資比率：30.95%）を保有することとなりました。2006年4月には、新・日鉱金属（上記のとおり、2006年4月1日付の日鉱金属の合併・統合により新・日鉱金属が発足しております。）の保有株式22,739,218株（出資比率：32.41%）は新日鉱ホールディングスが保有することになりました。2010年7月には、新日鉱ホールディングスの保有株式22,739,218株（出資比率：32.41%）はJ Xホールディングス（2017年4月にJ X T Gホールディングス株式会社に商号変更、現在はE N E O Sホールディングス）が保有することになりました。

公開買付者は、本格的なI o T、A I社会の到来に向けて、使用される電子部品やデバイス数の飛躍的な増加に対応するため、2017年度から2019年度までの中期経営計画において「技術立脚型事業群としての電材加工事業の育成・強化」を図ることとしておりました。その一環として、公開買付者は、2018年6月27日付で当時のJ X T Gホールディングス株式会社が保有していた対象者株式（22,739,218株、出資比率：32.41%）を取得し、対象者と直接の資本関係を持ち関係を強化することで、電子材料を中心とした金属事業の川下分野によ

り迅速かつ効果的に事業展開できるよう、対象者を持分法適用関連会社化しました。これにより、公開買付者が対象者に対して、電気銅や金ショット・銀ボール及び圧延銅箔等の供給等を行うことに加えて、両社双方がスタートアップの技術や事業に関する情報をスタートアップイベント、ベンチャーキャピタル等を通じて入手し、お互いに情報交換を進めながら、両社の事業に貢献する可能性のあるスタートアップを日本国内外で探索する等、技術面における連携を深めてまいりました。

対象者グループでは、2017年5月12日に、経営理念の実現に向けて、2017年から2025年までの9年間における事業運営の在り方についてグループの有するコアコンピタンスや今後の目指すべき方向・ありたい姿（ビジネスモデル）を定めた長期事業戦略である「2025長期ビジョン」を策定したとのことです。長期ビジョンの実行にあたっては、対象者グループの有する各事業の成長段階・競争力等に応じ「利益追求事業」、「成長追求事業」、「中長期育成事業」の3つのグループに分類した上で、第1期（2017～2019年度）、第2期（2020～2022年度）、第3期（2023～2025年度）に区切り、事業展開を進めてきたとのことです。

しかしながら、2025長期ビジョン第2期（2020～2022年度）の最終年度である2022年度では、半導体不足の段階的解消、新型コロナウイルス感染症（C O V I D-19）問題からの経済活動回復等を見込んでおりますが、エネルギー・原材料価格の高騰及び成長追求事業の収益貢献の遅れ等を主因に大幅な計画未達となる見込みであり、2025長期ビジョン第3期（2023～2025年度）の目標・達成時期等の再検証が必要な状況と認識しているとのことです。なお、長期ビジョンにおいて、対象者グループは、2025年度には売上高1,000億円・営業利益100億円を達成することを目指とし、電線・電子材料関連のフロンティアを開拓して、独創的な先端部品・素材を供給するニッチトップサプライヤーとなることを目指すとのことです。そのために、特に市場の拡大が期待される機能性ペースト分野及び医療機器部材分野においては積極的に投資を実行して成長を追求し、その他の既存事業分野においては効率化投資の推進、高機能製品へのシフト等により回収利益の最大化を追求することを基本とするとのことです。

不透明かつ厳しい事業環境にはあるとのことです、対象者グループとしては、対象者グループの提供する製品・サービスは、I o T（モノのインターネット化）、A I（人工知能）、5 G通信の進展、医療の高度化等に伴い必要とされるものであり需要は拡大するとの中長期的な見方に変更はなく、各種課題に対処するとともに新型コロナウイルス感染症（C O V I D-19）問題によって停滞した経済活動の回復に合わせ拡販・製品開発活動に努めているとのことです。

各事業における主な取り組みとしては以下のとおりとのことです。

(a) 電線・ケーブル事業

対象者グループは、通信電線事業及び国内機器用電線事業を利益追求事業と、海外機器用電線事業を中長期育成事業と位置づけ、これまで「新市場・海外市場への展開」、「高機能・差別化新製品の開発」及び「事業提携を含めた製品ラインアップ拡充と生産販売体制強化策の企画・実行」を進めるべく、2021年7月に通信電線事業本部と機器用電線事業本部を「ワイヤー＆ケーブル事業本部」として統合するとともに「市場開発部」を新設し、海外機器用電線事業の拠点である常州拓自達恰依納電線有限公司にて営業拠点を拡充しておりましたが、今後は増産・増販に向けて営業・生産のネットワーク作りを進めていくとのことです。

(b) 電子材料事業

対象者グループの主力製品である機能性フィルムについて、携帯通信機器における通信高度化に向けてミリ波（注10）対応基地局・機種の普及が予想されているとのことです、対象者グループは、既にミリ波対応のシールドフィルムを開発しており、本格的な普及に合わせて事業機会拡大につなげていくとのことです。加えて、今後ますます成長が予想される車載向けセンサー・カメラ、インバーター（注11）、パワーウィンドウ、ヘッドライト等の電子部品の電磁波遮断を目的にした高耐熱シールドフィルムを開発したとのことです。対象者グループとしては、車載向けシールドフィルムをスマートフォン向けに次ぐ事業の柱とすべく精力的に取り組んでいるとのことです。

また、成長追求事業として位置付けている機能性ペーストにつきましては、顧客企業の認定活動の停滞等もあり、収益貢献が大幅に遅れているとのことです、顧客企業での材料認証も進んでおり、引き続き顧客企業

からの要請に的確に応え量産化段階に進めるべく精力的に取り組んでいるとのことです。

(c) センサー&メディカル（医療機器部材）事業

対象者グループは、成長追求事業として位置付けているメディカル（医療機器部材）事業において、対象者グループの有する光ファイバ技術を活用した低侵襲がん治療（注 12）向け PDT プローブ（注 13）の生産・販売を開始するとともに、大手医療機器メーカーからの OEM 製品の量産化も開始したことです。また、先進的な医療技術製品の開発に取り組むスタートアップ企業への出資・業務提携も開始し、両社製品の量産段階での製造受託さらには対象者グループ技術との融合による新製品開発等に取り組んでいるとのことです。

(d) 環境分析事業

対象者グループは、今後のさらなる成長を目指し、ダイオキシン分析の短納期化や、土壤分析等の地盤環境事業のワンストップ化等、事業の一環の高付加価値化を推進するとともに、DX（デジタルトランスフォーメーション）化による効率化・サービスの品質向上を進めていくとのことです。

（注 10）「ミリ波」とは、電波の中で、波長が 1～10 ミリメートル、周波数が 30～300 ギガヘルツのものをいいます。

（注 11）「インバーター」とは、直流電流を交流電流に変換する回路をいいます。

（注 12）「低侵襲がん治療」とは、身体への負担が小さいがん治療をいいます。

（注 13）「PDT プローブ」とは、「Photodynamic Therapy」の略で、光線力学的療法をいいます。

公開買付者及び対象者が属する非鉄金属産業を取り巻く環境は大きく変容しつつあり、資源不足・枯渇の深刻化、国内市場の縮小、先端素材に対するニーズの拡大等、様々な対応が求められる状況にあります。こうした状況の中、公開買付者グループにおいては、グローバル企業として持続的な成長と SDGs をはじめとする国際的な開発目標への取り組みの両立が必須であるものと認識しており、「技術立脚型企業」への変革により先端素材で社会の発展と革新に貢献するグローバル企業となることを目指して、上記のとおり、2019 年 6 月 27 日に「2040 年 JX 金属グループ長期ビジョン」を公表いたしました。公開買付者は、成長戦略のコアである「フォーカス事業」の更なる発展と、組織基盤を支えるための「ベース事業」の両立により、国際競争の中にあっても持続的成長と高収益体質を実現するとともに、SDGs が目指す持続可能な社会の実現に向けて積極的に取り組んでおります。一方で、対象者においても、祖業である電線・ケーブル分野における国内市場の停滞、同分野における価格競争等を背景に、事業ポートフォリオ変革が急務との認識の下、機能性フィルム等電子材料事業を強化し、加えて、高い收益率と売上規模を両立する会社に成長していくため、2017 年 5 月 12 日に「2025 長期ビジョン」を策定し、電線・電子材料関連のフロンティアを開拓し独創的な先端部品・素材を供給するニッチトップのサプライヤーとなることを目指して、市場の拡大が期待される機能性ペースト事業及び医療機器部品・材料事業における積極的な投資、そして成長追求等、各種取り組みを推進しているとのことです。

上記のとおり対象者の祖業である電線・ケーブル事業や公開買付者の金属製鍊事業を、それぞれ組織基盤を支える事業としながらも、より成長が期待され、かつ長年にわたり祖業で培った技術を生かせる電子材料関連事業を成長戦略のコアとなる事業に据えている点において、公開買付者は、両社の取り組みが方向性を同じくするものと理解しております。公開買付者はこれまで、対象者とのシナジーを発揮するために、上記のとおり 2018 年に JXTG ホールディングスが保有していた対象者株式を公開買付者に移管する等、公開買付者のポートフォリオの中で対象者の事業をどう位置付けるについて検討を重ねてまいりました。特に、公開買付者が「2040 年 JX 金属グループ長期ビジョン」を達成するためには、「フォーカス事業」の成長と「ベース事業」

の安定化が必要不可欠であるところ、対象者の有する電子材料事業及び電線・ケーブル事業の両方が大きな力になると考えております。

このような中で、公開買付者は、対象者との関係をより強化することについて検討を行い、下記(a)乃至(d)のようなシナジーを創出するためには、現在の対象者を持分法適用関連会社とする関係では、意思決定のスピード及び効率性、技術情報の秘匿性等の観点から、両社の人材及びノウハウ等の様々な経営資源の相互活用は不十分であるため、下記(a)乃至(d)のようなシナジーを享受し、両社の企業価値の更なる向上を図ることを目的として、経営資源の相互活用に対する制約を排除し一体とすることができる対象者を完全子会社とする関係が望ましいと、2022年7月上旬に判断いたしました。対象者においては、本取引により、対象者グループの経営の独立性が尊重されつつ、公開買付者グループのリソースを対象者が活用できるようになることで、対象者の事業を発展させる上で様々な選択肢を得ることができ、さらに積極的な事業運営が可能となり、これが対象者グループの従業員のモチベーションの維持及び向上を図ることにもつながるものと考えているとのことです。また、公開買付者は、対象者グループの商流や取引先については対象者の独立性を尊重する方針であり、取引内容への関与は想定していないため、対象者グループの重要な取引先との関係に悪影響は生じないものと考えております。

公開買付者は、本取引を通じて、以下のようなシナジーが期待できると考えております。

(a) 両社の経営資源の効率的活用

現状では両社それぞれが、情報共有等における一定の制約のもと、自社事業を最適化する観点を持った上での交流となるため、効果が限定されているところ、両社間におけるより活発な人的交流の実施及び財務基盤をはじめとする諸機能の相互補完や最適化により、対象者の長期ビジョン達成並びに今後の継続的な成長に寄与するものと考えております。具体的には、経営企画・技術戦略や海外拠点、基礎技術開発、スタートアップとの協業、M&Aにおけるネットワーク等の相互補完や最適化を通じて、両社の成長分野におけるグローバルサプライチェーンの進化及びエレクトロニクス市場特有のスピード感への対応が可能となり、加えて、スタートアップ及びM&Aの活用時に必要となる外部の信用を得られる企業規模、リスクに耐えうる資金調達力及びこれらの取り組みを担える人材を強化することが可能となると考えております。

(b) 重要技術における更なる連携

現状では秘匿性の高い知的財産については両社間で非開示となっているところ、本取引を通じて公開買付者グループ及び対象者がそれぞれ独自に有する知見・技術・情報・資材・ノウハウ等が統合され、それらの多様性及び深度が増すことにより、両社において自社の製品を相手方に販売してもらうクロスセルや公開買付者が対象者の事業部門や開発部門のために、技術課題の解決に資する技術を探索する活動であるテックスカウティング等を含めて長期的な目線で相互補完の効果が期待できると考えております。また、これらの利用機会を最大化することにより、対象者研究開発品の利用価値及び研究開発の成功率向上に寄与する可能性があると考えております。

(c) 電子材料分野における事業競争力の更なる強化

現状対象者では両社の経済的メリットの観点から技術系人材の交流や技術開発センターの活用は未実施となっており、また、情報管理の観点から顧客情報や市場情報を公開買付者から対象者に共有できておりませんが、本取引を通じてこれらの制約を排除し、機能性フィルム事業や機能性ペースト事業、医療機器部材事業等、開発分野での協業体制の更なる推進や、公開買付者サプライチェーンにおける情報網の活用による対象者電子材料の拡販等を行うことにより、対象者事業の更なる成長に寄与するものと考えております。具体的な協業体制としては、公開買付者の有する高性能圧延銅箔技術、金属薄膜の成膜技術及びシミュレーション技術の活用による新製品開発等を期待できると考えております。

(d) 対象者電線・ケーブル事業及び公開買付者金属事業の事業基盤の強化

本取引を通じて現状電線・ケーブルの原料である電気銅の売買取引を行っている両社の利益相反関係が解消されることにより、公開買付者/対象者双方における電気銅の安定調達/供給体制をさらに強化することが可能となり、また、スクラップ集荷網等の公開買付者グループ及び対象者グループの経営資源の利活用・連携を進めることで、銅スクラップの安定確保や、リサイクル促進によるSDGs推進体制の構築にも繋がるものと考えております。特に、両社間で共有する情報の量・質の向上や需要に応じた公開買付者から対象者への優先的な銅原料の供給、対象者から公開買付者へのスクラップ供給関係がより強固になることによる公開買付者におけるリサイクル原料比率の向上が期待できると考えております。

公開買付者は、上記の検討を踏まえ、2022年7月中旬、公開買付者及び対象者から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を選任し、2022年7月下旬、リーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任することで、本取引に関する検討体制を構築し、社内検討を行った上で、2022年9月26日に、対象者に対して公開買付けを通した完全子会社化の具体的な提案書（以下「本提案書」といいます。）を提出しました。その後、対象者にて本特別委員会を設置する等の体制構築を行ったとのことです。

その上で、公開買付者は、本取引の実現可能性の精査のためのデュー・ディリジェンスを2022年11月上旬から2022年12月上旬まで実施いたしました。それと並行して、2022年11月下旬より、対象者との間で、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）に関する協議を重ねてまいりました。具体的には、公開買付者は、2022年11月25日に本公開買付価格に関する最初の提案（1株当たり610円、提案日である2022年11月25日の終値446円に対して36.77%（小数点以下第3位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。）プレミアム）を行いました。公開買付者は、2022年11月29日に本特別委員会から、妥当な価格に達していないとの理由で提案内容の再検討を要請されたことを踏まえ、その後、公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーである大和証券と本公開買付価格の検討を行い、対象者に対して、2022年12月6日に本公開買付価格に関する2回目の提案（1株当たり680円、提案日である2022年12月6日の終値425円に対して60.00%プレミアム）を行いました。公開買付者は、2022年12月8日に本特別委員会から、依然として妥当な価格に達していないとの理由で再度提案内容の再検討を要請されたことを踏まえ、その後、公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーである大和証券と本公開買付価格の検討を行い、対象者に対して、2022年12月9日に本公開買付価格に関する3回目の提案（1株当たり710円、提案日である2022年12月9日の終値426円に対して66.67%プレミアム）を行いました。公開買付者は、2022年12月12日に本特別委員会から、依然として妥当な価格に達していないとの理由で再度提案内容の再検討を要請されたことを踏まえ、その後、公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーである大和証券と本公開買付価格の検討を行い、対象者に対して、2022年12月14日に本公開買付価格に関する4回目の提案（1株当たり720円、提案日である2022年12月14日の終値430円に対して67.44%プレミアム）を行いました。公開買付者は、2022年12月15日に本特別委員会から、依然として妥当な価格に達していないとの理由で再度提案内容の再検討を要請されたことを踏まえ、その後、公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーである大和証券と本公開買付価格の検討を行い、4回目の提案は公開買付者として想定できるシナジーを含めて対象者の価値を最大限反映したものであり、当該価格以上の上乗せは困難であるとの結論に至ったことから、対象者に対して、2022年12月16日に本公開買付価格に関する5回目の提案（1株当たり720円、提案日である2022年12月16日の終値422円に対して70.62%プレミアム）を行いました。公開買付者は、2022年12月19日に本特別委員会から、依然として妥当な価格に達していないとの理由で再度提案内容の再検討を要請されたことを踏まえ、その後、公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーである大和証券と本公開買付価格の検討を行い、4回目の提案は公開買付者として想定できるシナジーを含めて対象者の価値を最大限反映したものであり、当該価格以上の上乗せは困難であるとの結論に至っていることに加えて、対象者株主の皆様に対象者の将来的な成長の価値を享受いただける価格であるとして、対象者に対して、同日に本公開買付価格に関する6回目の提案（1株当たり720円、提案日である2022年12月19日の終値424円に対して

69.81%プレミアム)を行いました。そして、当該協議・交渉の結果、公開買付者と対象者は、2022年12月19日、本公開買付価格を720円とすることで合意に至りました。

これらの協議・交渉を経て、公開買付者は2022年12月21日開催の取締役会において、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、本公開買付価格を720円とすることについて決議しました。

なお、上記の公開買付者における取締役会決議に至るまでの間、上記の公開買付者と対象者との間の協議・交渉の進展に応じて、ENEOSホールディングス取締役会にて当該協議・交渉の内容の報告が為されております。その上で、ENEOSホールディングスは2022年12月21日開催の取締役会において、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、本公開買付価格を720円とすることについて決議しました。

② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者プレスリリースによれば、上記「① 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者は、2022年9月26日、本提案書を受領したとのことです。当該提案を踏まえ、対象者は、本取引に関する対象者の意思決定に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2022年10月12日、対象者の社外取締役である花井健氏、原戸稻男氏（弁護士）及び谷口悦子氏（公認会計士）の3名によって構成される、公開買付者グループ及び対象者グループのいずれからも独立した、本特別委員会を設置し（本特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容については、下記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(c) 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）、同日付で、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選任したことです。また、対象者は、下記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(e) 対象者における利害関係を有しない取締役の承認」に記載のとおり、公開買付者グループ及び対象者グループから独立した立場で、本公開買付けに係る検討、交渉及び判断を行う体制（本公開買付けの検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含むとのことです。）を対象者の社内に構築し、検討を進めてきたとのことです。

対象者は、上記体制を整備した後、本特別委員会により事前に確認された交渉方針や交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づいた上で、みずほ証券及びTMI総合法律事務所の助言を受けながら、本公開買付けの実行の是非に関して公開買付者との間で複数回に亘る協議・交渉を行ったとのことです。

具体的には、対象者は、公開買付者から、2022年11月25日に本公開買付けに関する最初の提案（1株当たり610円、提案日である2022年11月25日の終値446円に対して36.77%プレミアム）を受けましたが、2022年11月29日に、対象者株式の市場株価の過去推移、対象者のフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券による株式価値評価の試算、及び東京証券取引所や経済産業省等において議論されているとおり、PBR1倍の水準は対象者の株主より広く意識されうる基準の一つであること等を総合的に勘案した結果、公開買付者に対して、妥当な価格に達していないとして、本特別委員会より提案内容の再検討を要請したとのことです。その後、対象者は、2022年12月6日に、公開買付者から、本特別委員会からの再検討の要請を踏まえて本公開買付価格に関する2回目の提案（1株当たり680円、提案日である2022年12月6日の終値425円に対して60.00%プレミアム）を受けましたが、2022年12月8日に、上記の考え方に基づき、いまだ妥当な価格に達していないとして、本特別委員会より提案内容の再検討を要請したとのことです。その後、対象者は、2022年12月9日に、公開買付者から、本特別委員会からの再検討の要請を踏まえて本公開買付価格に関する3回目の提案（1株当たり710円、提案日である2022年12月9日の終値426円に対して66.67%プレミアム）を受けましたが、2022年12月12日に、上記の考え方に基づき、いまだ妥当な価格に達していないとして、本特別委員会より提案内容の再検討を要請したとのことです。その後、対象者は、2022年12月14日に、公開買付者から、本特別委員会からの再検討の要請を踏まえて本公開買付価格に関する4回目の提案（1株当たり720円、提案日である2022年12月14日の終値430円に対して67.44%プレミアム）を受けましたが、2022年12月15日

に、いまだ妥当な価格に達していないとして、本特別委員会より提案内容の再検討を要請したことです。その後、対象者は、公開買付者から、本公開買付価格に関する4回目の提案は公開買付者として想定できるシナジーを含めて対象者の価値を最大限反映したものであり、当該価格以上の上乗せは困難であるとして、2022年12月16日に、本公開買付価格に関する5回目の提案（1株当たり720円、提案日である2022年12月16日の終値422円に対して70.62%プレミアム）を受けましたが、2022年12月19日に、いまだ妥当な価格に達していないとして、本特別委員会より提案内容の再検討を要請したことです。その後、対象者は、公開買付者から、本公開買付価格に関する4回目の提案は公開買付者として想定できるシナジーを含めて対象者の価値を最大限反映したものであり、当該価格以上の上乗せは困難であるとの結論に至っていることに加えて、対象者株主の皆様に対象者の将来的な成長の価値を享受いただける価格であるとして、同日に、本公開買付価格に関する6回目の提案（1株当たり720円、提案日である2022年12月19日の終値424円に対して69.81%プレミアム）を受けたとのことです。

その上で、対象者は2022年12月21日に、みずほ証券から2022年12月20日付で取得した株式価値算定書（以下「対象者株式価値算定書」といいます。）の内容、リーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から受けた本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出を受けた本答申書の内容を最大限に尊重しながら（本答申書の概要については、下記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「(c) 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）、本取引について、企業価値向上を図ることができるか、本取引に関する諸条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、以下の観点から本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものであると判断したことです。

対象者は、上記「①本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のような市場環境及び経済状況を踏まえ、対象者の長期ビジョンの目標・達成時期等の再検証が必要な状況と認識している中で、対象者が公開買付者グループに入り、対象者の経営の独立性を尊重されつつ、公開買付者グループのリソースを対象者が活用できるようになることで、対象者の事業を発展させる上で様々な選択肢を対象者が得ることができ、さらに積極的な事業運営が可能となると考えているとのことです。また、それにより対象者の従業員が取り組むことができる業務の領域が広がるため、対象者が上場会社でなくなったとしても、対象者の従業員のモチベーションの維持及び向上を図ることは可能と考えているとのことです。さらに、公開買付者は、対象者の商流や取引先については対象者の独立性を尊重する方針であり、取引内容への関与は想定していないため、対象者の重要な取引先との関係に悪影響は生じないものと考えているとのことです。

対象者は、本取引を通じて、以下のような効果を期待し得ると考えているとのことです。

(a) 両社の経営資源の効率的活用

両社間におけるより活発な人的交流の実施及び財務基盤等、諸機能の相互補完や最適化により、対象者の長期ビジョンの達成及び今後の継続的な成長に寄与するものと考えているとのことです。具体的には、経営企画・技術戦略や海外拠点、M&Aにおけるネットワーク等の相互補完や最適化を通じて、両社の成長分野におけるグローバルサプライチェーンの進化及びエレクトロニクス市場特有のスピード感への対応が可能となり、加えて、スタートアップ及びM&Aの活用時に必要となる外部の信用を得られる企業規模、リスクに耐えうる資金調達力を強化することが可能となると考えているとのことです。

(b) 電子材料分野における事業競争力の更なる強化

機能性フィルム事業や機能性ペースト事業、医療機器部材事業等、開発分野での協業体制の更なる推進や、公開買付者のサプライチェーンにおける情報網の活用による対象者電子材料の拡販等を行うことにより、対象

者事業の更なる成長に寄与するものと考えているとのことです。具体的な協業体制としては、公開買付者の有する高性能圧延銅箔技術、金属薄膜の成膜技術及びシミュレーション技術の活用による新製品開発等を期待できると考えているとのことです。

(c) 電線・ケーブル分野の事業基盤の強化

公開買付者/対象者双方における電気銅の安定調達/供給体制をさらに強化することが可能となり、また、スクラップ集荷網等の公開買付者グループ及び対象者グループの経営資源の利活用・連携を進めることで、銅スクラップの安定確保や、リサイクル促進によるSDGs推進体制の構築にも繋がるものと考えているとのことです。特に、両社間で共有する情報の量・質の向上や需要に応じた公開買付者から対象者への優先的な銅原料の供給、対象者から公開買付者へのスクラップ供給関係がより強固になることにより公開買付者における電気銅リサイクル原料比率の向上が期待できると考えているとのことです。また、長期的には、電気銅リサイクル原料比率が向上することで、差別化の難しい電線ケーブル事業製品の付加価値向上、事業機会拡大に繋がる可能性があると考えているとのことです。加えて、公開買付者の有する海外拠点・海外ネットワーク等を活用することを通じて、電線・ケーブル分野の海外展開を促進させることができる可能性があると考えているとのことです。

(d) 上場維持コスト及び管理部門における業務負担軽減

対象者株式の上場を維持するための体制については、近年の新市場区分における上場維持基準への対応やコーポレートガバナンス・コードの改訂等年々強化することが求められているとのことです。これらに対応するための上場維持コストは年々増大しており、本取引により公開買付者のみが対象者の株主となり完全子会社となることによって、上場維持コスト及び上場維持のための業務負担を軽減できるものと考えているとのことです。

また、対象者は、本公開買付価格について、上記の協議・交渉を踏まえ、(i) 下記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(b) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているみずほ証券による対象者株式価値算定書における対象者株式の株式価値算定結果によれば、市場株価基準法及び類似企業比較法の算定結果の上限を上回っており、DCF法の算定結果のレンジの範囲内であり、当該中央値を上回る金額となっていること、(ii) 本公開買付価格が、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2022年12月20日を基準日として、東京証券取引所プライム市場における対象者株式の基準日の終値419円に対して71.84%、基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値430円に対して67.44%、同直近3ヶ月間の終値単純平均値438円に対して64.38%、同直近6ヶ月間の終値単純平均値451円に対して59.65%のプレミアムが加算されたものであり、かかるプレミアムの水準は、同種他社事例における平均的なプレミアム水準（経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日以降に公表された、親会社が、上場子会社の非公開化を企図して成立したTOB事例50件のプレミアム水準の平均値（公表日の前営業日の株価に対して39.87%、公表日の前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して42.81%、公表日の前営業日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して43.36%、公表日の前営業日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して44.58%）及び中央値（公表日の前営業日の株価に対して43.42%、公表日の前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して43.18%、公表日の前営業日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して41.02%、公表日の前営業日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して43.56%））と比して、相当なプレミアムが付されていると考えられること、(iii) 下記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(e) 対象者における利害関係を有しない取締役の承認」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られた上で、本特別委員会の実質的な関与の下、公開買付者との間で十分な交渉を重ね、公開買付者より本公開買付価格の引き上げ余地がこ

れ以上存在しない旨複数回主張される水準まで引き上げられた経緯の下で決定された価格であること、(iv) 本公司開買付価格は、対象者の 2022 年 9 月末時点の連結簿価純資産額を基礎として算出した 1 株当たり連結簿価純資産額（778.83 円）を下回っているものの、対象者が保有する資産のうち即時及び一括の売却が困難と考えられる資産として工場施設及び設備等（対象者の貸借対照表（2022 年 9 月末）上、資産全体（58,704 百万円）に占める工場及び設備等に該当する会計項目（「建物及び構築物（純額）」（8,393 百万円）と「機械装置及び運搬具（純額）」（3,085 百万円））の割合は 19.55%）が相当程度存在すること、また、企業の清算に伴い、弁護士費用等の追加コストの発生が見込まれることに鑑みると、仮に対象者が清算する場合であっても、連結簿価純資産額が同額で換価されるわけではなく、現実的には連結簿価純資産額から毀損された金額となることが想定されることから、1 株当たり連結簿価純資産額のみをもって本公司開買付価格を判断することは妥当ではないと考えられること等を踏まえ、本公司開買付価格は妥当性を有し、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

以上より、対象者は、2022 年 12 月 21 日開催の対象者取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公司開買付けが開始された場合には、本公司開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公司開買付けへの応募を推奨する旨を決議したことです。

なお、上記のとおり、公開買付者は、本公司開買付けについては、本公司開買付前提条件が充足され又は放棄された場合、速やかに実施することを予定しております。本日現在、公開買付者は、国内外の競争当局における手続等に要する期間の目途に関する国内外の現地法律事務所の見解を基に、2023 年 6 月頃には本公司開買付けを開始することを目指しておりますが、国内外の競争当局における手続等に要する期間を正確に予想することは困難であるため、本公司開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。

このため対象者は、上記取締役会においては、本公司開買付けが開始される際に、対象者が設置した本特別委員会に対して、本特別委員会が 2022 年 12 月 20 日付で対象者取締役会に対して提出した本答申書の意見に変更がないか否か検討し、対象者取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえて、本公司開買付けが開始される時点で、改めて本公司開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議しているとのことです。

上記取締役会決議の詳細は、下記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「② 算定の経緯」の「(本公司開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公司開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(e) 対象者における利害関係を有しない取締役の承認」をご参照ください。

③ 本公司開買付け後の経営方針等

本取引が成立した後の経営方針については、公開買付者は、対象者グループの企業価値向上のための経営戦略の具体的な施策として、主に上記の「①本公司開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の各施策を講じることを考えておりますが、具体的な内容及び方法については、本取引完了後に対象者グループと協議しながら決定していく予定です。

なお、公開買付者は、本取引後も、対象者グループの経営の独立性を尊重し、対象者グループの事業、従業員の雇用及び待遇を維持する方針であり、対象者グループの商号・ブランド、スタートアップ企業に対する出資・連携等の取り組みを維持する予定です。また、本取引後も対象者グループには、「2025 長期ビジョン」に掲げる方針及び目標の実現に向けて独立性を有した経営を行っていただき、公開買付者は当該ビジョンの実現のために助力すること、シナジーの実現にあたっては対象者グループと十分に協議して進めることを考えております。その他、今後の対象者グループの役員体制につきましては本日現在において未定となります。詳細につきましては今後対象者グループと協議しながら決定していく予定です。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在において、対象者は公開買付者の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、公開買付者及び対象者は、公開買付者が対象者株式22,739,218株（所有割合：36.81%）を所有しており、対象者が公開買付者の持分法適用関連会社となっている状況等を考慮し、公開買付者及び対象者は、本公開買付価格の公正性を担保しつつ、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性を排除し、その公正性及び透明性を担保するため、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

- (a) 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- (b) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- (c) 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得
- (d) 対象者における独立した法律事務所からの助言
- (e) 対象者における利害関係を有しない取締役の承認
- (f) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

以上の詳細については、下記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を公開買付者の完全子会社とするための本取引の一環として、本公開買付けを実施いたします。本公開買付けが成立したにもかかわらず、本公開買付けにより対象者株式の全て（但し、公開買付者が直接所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後に、以下の方法により、対象者株式の全ての取得を目的とした手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しております。

① 株式売渡請求

公開買付者は、本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する対象者株式に係る議決権の総数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員（以下「売渡株主」といいます。）に対し、その所有する対象者株式の全てを売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定です。株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対して株式売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会の決議により株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、株式売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主全員から、その所有する対象者株式の全てを取得します。そして、売渡株主の所有していた対象者株式1株当たりの対価として、公開買付者は、各売渡株主に対し、本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者より株式売渡請求をしようとする旨及び会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、対象者の取締役会において、かかる株式売渡請求を承認する予定とのことです。

株式売渡請求に関する少数株主の権利保護を目的とした会社法の規定として、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、売渡株主は、裁判所に対して、その所有する対象者株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、当該申立てがなされた場合の売買価格は、最終的に裁判所が判断することになります。

② 株式併合

本公開買付けの成立後に、公開買付者が対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者は、2023年6月に開催予定の対象者の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において会社法第180条に基づき対象者株式の併合（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議案に含めること又は株式併合及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議

案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といい、本定時株主総会若しくは本臨時株主総会をそれぞれ、又は、併せて「本株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。公開買付者は、本株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本株主総会において株式併合の議案についてご承認を頂いた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本株主総会においてご承認を頂いた株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端株が生じるときは、交付されるべき株式の数が1株に満たない端数となる株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることになります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者が対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。この場合の具体的な手続については、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした規定として、株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

上記①及び②の各手続については、関係法令の改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該対象者の株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該対象者の株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものでは一切ありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

（5）上場廃止となる見込みがある旨及びその事由

本日現在、対象者株式は東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該上場廃止基準に該当しない場合でも、公開買付者は、その後上記「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、適用法令に従い、本スクイーズアウト手続により対象者株式の全て（但し、公開買付者が直接所有する対象者株式及び対象者の所有する自己株式を除きます。）を取得することを予定しておりますので、その場合には、対象者株式は、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、対象者株式が上場廃止となった場合は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。上場廃止を目的とする理由及び少数株主への影響及びそれに対する考え方については上記「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「①本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び上記「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

(6) 本公開買付けに関する重要な合意

該当事項はありません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	タツタ電線株式会社	
② 所 在 地	大阪府東大阪市岩田町二丁目3番1号	
③ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 山田 宏也	
④ 事 業 内 容	インフラ電線事業、産業機器電線事業、機能性フィルム事業、機能性ペースト事業、ファインワイヤ事業、センサー&メディカル事業、環境分析事業	
⑤ 資 本 金	6,676百万円(2022年9月30日現在)	
⑥ 設 立 年 月 日	1945年9月28日	
⑦ 大 株 主 及 び 持 株 比 率 (2022年9月30 日現在)	J X 金属株式会社 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 住友金属鉱山株式会社 株式会社日本カストディ銀行(信託口) 株式会社日本カストディ銀行(信託口4) 稗田 豊 MS I P C L I E N T S E C U R I T I E S (常任代理人 モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社) D F A I N T L S M A L L C A P V A L U E P O R T F O L I O (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店) F P 成長支援A号投資事業有限責任組合 タツタ電線共栄会	36.80% 7.87% 2.79% 2.50% 2.48% 1.48% 1.07% 1.02% 0.80% 0.72%
⑧ 公開買付者と対象者の関係	<p>資 本 関 係</p> <p>公開買付者は、本日現在、対象者株式を22,739,218株(所有割合:36.81%)直接所有し、また、公開買付者の子会社を通じて対象者株式を136,311株(所有割合:0.22%)間接所有しており、合わせて対象者株式を22,875,529株(所有割合:37.03%)所有することにより、対象者を持分法適用関連会社としております。</p> <p>人 的 関 係</p> <p>本日現在、対象者の代表取締役は公開買付者の出身者です。対象者の監査等委員ではない取締役のうち1名が公開買付者の執行役員としての地位を有しており、その他2名が公開買付者の出身です。また、対象者の監査等委員である取締役のうち1名が公開買付者の出身です。</p> <p>上記のほか、2022年3月31日現在、対象者グループを除く、公開買付者グループからの対象者グループへの出向者が10名(内在籍出向者4名、転籍出向者6名)おります。</p> <p>取 引 関 係</p> <p>公開買付者は対象者に対して、電気銅、金ショット・銀ボール、圧延銅箔等の供給等を行っております。</p> <p>関連当事者への 該 当 状 況</p> <p>対象者は公開買付者の持分法適用関連会社であるため、関連当事者に該当します。</p>	

(注) 「大株主及び持株比率」は、対象者第2四半期報告書の「大株主の状況」より引用しております。

(2) 日程等

本公開買付けは、本公開買付前提条件が充足された場合(但し、本公開買付前提条件の全部又は一部が充足されない場合においても、当社が自らの判断においてこれを放棄し、本公開買付けを実施することは制限されてお

りません。)に実施されることとなっております。当社は、本公開買付前提条件が充足された場合(又は当社が本公開買付前提条件を放棄した場合)、速やかに本公開買付けを実施することを予定しており、本日現在、当社は、2023年6月に公開買付けを開始することを目指しておりますが、国内外の競争当局における手続等に要する期間を正確に予想することが困難な状況ですので、スケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。

本公開買付けにおける公開買付期間は、原則として20営業日とする予定です。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金720円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関として、フィナンシャル・アドバイザーである大和証券に対して対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、大和証券は公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。大和証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、対象者株式が東京証券取引所プライム市場に上場していることから市場株価法、対象者と比較可能な上場会社が存在し類似会社比較による対象者の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行い、公開買付者は2022年12月20日付で大和証券から算定書(以下「公開買付者算定書」といいます。)を取得いたしました。なお、公開買付者は、大和証券から本公開買付価格の妥当性に関する意見書(フェアナス・オピニオン)を取得しておりません。

大和証券による対象者株式の1株当たり株式価値の算定結果は以下のとおりです。

市場株価法 419円～451円

類似会社比較法 452円～524円

DCF法 570円～929円

市場株価法では、2022年12月20日を基準日として、東京証券取引所プライム市場における対象者株式の基準日終値419円、直近1ヶ月間の終値単純平均値430円、直近3ヶ月間の終値単純平均値438円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値451円を基に、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を419円から451円までと算定しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者株式の株式価値を計算し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を452円から524円までと算定しております。

DCF法では、対象者が作成した2023年3月期から2026年3月期までの4期分の事業計画を、直近までの業績動向、公開買付者が対象者に対して行ったデュー・ディリジェンスの結果、想定されるシナジー、一般に公開された情報等の諸要素を考慮し、公開買付者において調整を行った対象者の事業計画に基づき、2023年3月期第3四半期以降に対象者が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を570円から929円と算定しております。なお、大和証券がDCF法に用いた事業計画は本取引の実行を前提としており、本取引により想定されるシナジー効果を見込んでおります。

また、大和証券がDCF法に用いた事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2025年3月期以降において、電線・ケーブル事業で注力分野である産業機器電線の拡販やコスト改善、電子材料事業で中国やマレーシアでの新型コロナウイルス(COVID-19)によるロックダウンや半導体不足等による影響からの回復及び認証取得済みの新製品の拡販、センサー&メディカル(医

療) 事業での受注拡大及び想定されるシナジー効果の実現に伴い、2025年3月期は前年度比42.8%増、2026年3月期は前年度比39.1%増となることを見込んでおります。

公開買付者は、大和証券から取得した公開買付者算定書の算定結果に加え、公開買付者において2022年11月上旬から2022年12月上旬まで実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に本日開催の取締役会の決議によって、本公開買付価格を1株当たり720円と決定いたしました。なお、類似取引事例におけるプレミアムの実例は考慮しておりません。

なお、本公開買付価格である1株当たり720円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2022年12月20日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値419円に対して71.84%、2022年12月20日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値430円に対して67.44%、2022年12月20日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値438円に対して64.38%、2022年12月20日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値451円に対して59.65%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。

② 算定の経緯

(本公開買付価格の決定に至る経緯)

上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「①本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、公開買付者は、2022年7月中旬、公開買付者及び対象者から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券を選任し、2022年7月下旬、リーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任することで、本取引に関する検討体制を構築しました。

その上で、公開買付者は、本取引の実現可能性の精査のためのデュー・ディリジェンスを2022年11月上旬から2022年12月上旬まで実施いたしました。その上で、2022年11月下旬より、対象者との間で、本公開買付価格に関する協議を重ねてまいりました。具体的には、公開買付者は、2022年11月25日に本公開買付価格に関する最初の提案(1株当たり610円、提案日である2022年11月25日の終値446円に対して36.77%プレミアム)を行いました。公開買付者は、2022年11月29日に本特別委員会から、妥当な価格に達していないとの理由で提案内容の再検討を要請されたことを踏まえ、その後、公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーである大和証券と本公開買付価格の検討を行い、対象者に対して、2022年12月6日に本公開買付価格に関する2回目の提案(1株当たり680円、提案日である2022年12月6日の終値425円に対して60.00%プレミアム)を行いました。公開買付者は、2022年12月8日に本特別委員会から、依然として妥当な価格に達していないとの理由で再度提案内容の再検討を要請されたことを踏まえ、その後、公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーである大和証券と本公開買付価格の検討を行い、対象者に対して、2022年12月9日に本公開買付価格に関する3回目の提案(1株当たり710円、提案日である2022年12月9日の終値426円に対して66.67%プレミアム)を行いました。公開買付者は、2022年12月12日に本特別委員会から、依然として妥当な価格に達していないとの理由で再度提案内容の再検討を要請されたことを踏まえ、その後、公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーである大和証券と本公開買付価格の検討を行い、対象者に対して、2022年12月14日に本公開買付価格に関する4回目の提案(1株当たり720円、提案日である2022年12月14日の終値430円に対して67.44%プレミアム)を行いました。公開買付者は、2022年12月15日に本特別委員会から、依然として妥当な価格に達していないとの理由で再度提案内容の再検討を要請されたことを踏まえ、その後、公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーである大和証券と本公開買付価格の検討を行い、4回目の提案は公開買付者として想定できるシナジーを含めて対象者の価値を最大限反映したものであり、当該価格以上の上乗せは困難であるとの結論に至ったことから、対象者に対して、2022年12月16日に本公開買付価格に関する5回目の提案(1株当たり720円、提案日である2022年12月16日の終値422円に対して70.62%プレミアム)を行いました。公開買付者は、2022年12月19日に本特別委員会から、依然として妥当な価格に達していないとの理由で再度提案内容の再検討を要請されたことを踏まえ、その後、公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーである大

和証券と本公開買付価格の検討を行い、4回目の提案は公開買付者として想定できるシナジーを含めて対象者の価値を最大限反映したものであり、当該価格以上の上乗せは困難であるとの結論に至っていることに加えて、対象者株主の皆様に対象者の将来的な成長の価値を享受いただける価格であるとして、対象者に対して、同日に本公開買付価格に関する6回目の提案（1株当たり720円、提案日である2022年12月19日の終値424円に対して69.81%プレミアム）を行いました。そして、当該協議・交渉の結果、公開買付者と対象者は、2022年12月19日、本公開買付価格を720円とすることで合意に至りました。

これらの協議・交渉を経て、公開買付者は2022年12月21日開催の取締役会において、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、本公開買付価格を720円とすることについて決議しました。

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

対象者は、本日現在において公開買付者の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主との取引等には該当いたしません。もっとも、公開買付者は、本日現在において、対象者株式を22,739,218株（所有割合36.81%）所有する対象者の主要株主かつ筆頭株主であり、対象者を持分法適用関連会社としていること、公開買付者は対象者の完全子会社化を目的としていること、対象者の役職員に公開買付者の出身者又は同社からの出向者がいること等から、本公開買付けを含む本取引において、公開買付者及び対象者は、本公開買付けの段階から本公開買付けの公正性を担保するとともに、本取引に関する対象者の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客觀性を確保し、また利益相反の疑いを回避する観点から、以下のとおり、本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じております。また、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

なお、公開買付者は、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「①本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本日現在、対象者株式22,739,218株（所有割合36.81%）を所有しているため、本公開買付けにおいていわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限を設定しておりませんが、公開買付者及び対象者において以下の(a)から(f)までの措置が講じられていることから、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

(a) 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するに当たり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関として、フィナンシャル・アドバイザーである大和証券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼いたしました。公開買付者が大和証券から取得した対象者株式の株式価値の算定結果に関する公開買付者算定書の詳細については、上記「①算定の基礎」をご参照ください。

(b) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

① 算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

対象者は、公開買付者グループ及び対象者グループのいずれからも独立した第三者算定機関として、みずほ証券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2022年12月20日に、対象者株式価値算定書を取得したことです。なお、みずほ証券は、公開買付者及び対象者のいずれの関連当事者にも該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないことです。なお、みずほ証券は、株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）と同じ株式会社みずほフィナンシャルグループの一員であり、みずほ銀行は、公開買付者及び対象者に対して通常の銀行取引の一環としての融資取引等を行っておりますが、本公開買付けを含む本取引に関して、記載すべき重要な利害関係を有していない

とのことです。また、みずほ証券は、法第 36 条第 2 項及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号。その後の改正を含みます。）第 70 条の 4 の適用法令に従い、みずほ証券とみずほ銀行間の情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ実施しており、みずほ銀行の貸付人の地位とは独立した立場で、対象者の株式価値の算定を行っているとのことです。対象者は、対象者の株式価値算定にあたり、みずほ証券において適切な利益相反管理体制が構築され、かつ実施されていると判断し、みずほ証券を第三者算定機関に選定したことです。なお、対象者は、本取引に際して実施されている他の本公開買付価格の公正性を担保するための措置並びに利益相反を回避するための措置（具体的な内容については、下記「(c) 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」乃至「(f) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置」をご参照ください。）を踏まえると、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考え、みずほ証券から本公開買付けの価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。また、本取引に係るみずほ証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていないとのことです。

② 算定の概要

みずほ証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法を、比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似上場会社の市場価値との比較において株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、対象者の将来の事業活動の状況を算定に反映するため DCF 法を用いて、対象者株式の 1 株当たりの株式価値算定を行っているとのことです。

みずほ証券が上記の手法に基づいて算定した対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価基準法	：	419 円から 451 円
類似企業比較法	：	244 円から 474 円
DCF 法	：	266 円から 1,044 円

市場株価基準法では、算定基準日を 2022 年 12 月 20 日として、東京証券取引所プライム市場における対象者株式の基準日終値 419 円、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 430 円、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 438 円及び直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 451 円を基に、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 419 円から 451 円と算定しているとのことです。

類似企業比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を行い、対象者株式の 1 株当たりの価値の範囲を 244 円から 474 円までと算定しているとのことです。

DCF 法では、対象者が作成した 2023 年 3 月期から 2026 年 3 月期までの事業計画における収益予測及び投資計画を前提として、対象者が 2023 年 3 月期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値及び株式価値を算定し、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 266 円から 1,044 円と算定しているとのことです。

なお、DCF 法による算定に用いた 2023 年 3 月期から 2026 年 3 月期までの対象者の事業計画（連結）には大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2024 年 3 月期において、電線・ケーブル事業の売上高の水準が 2022 年下期と同程度の水準で推移することに伴い運転資本の増減が殆ど見込まれないことから、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでいるとのことです。2026 年 3 月期において、電線・ケーブル事業で注力分野である産業機器電線の拡販やコスト改善、電子材料事業で中国やマレーシアでの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）によるロックダウンや半導体不足等による影響からの回復及び認証取得済みの新製品の拡販及びセンサー＆メディカル（医療）事業での受注拡大が進むことに伴い、前年度比 35.4% の営業利益の増

益を見込んでいることに加えて、電線・ケーブル事業における大型の設備投資が完了することで設備投資額が減少することからフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでいるとのことです。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、反映していないとのことです。また、対象者が2022年10月28日付で公表した「2023年3月期第2四半期(累計)の業績予想値と実績値の差異および通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、対象者の2023年3月期通期連結業績予想数値につきましては下方修正しておりますが、当該修正は本取引とは関係なく実施しているとのことです。

みずほ証券は、対象者株式の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、対象者及びその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。加えて、対象者の財務予測に関する情報（前記の事業計画を含みます。）については、対象者の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。また、当該財務予測については、本特別委員会が対象者との間で質疑応答を行うとともに、その内容や前提条件等の合理性を確認しているとのことです。

(c) 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

対象者は、本取引に関する対象者の意思決定に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2022年10月11日に、花井健氏（対象者社外取締役）、原戸稻男氏（対象者社外取締役、弁護士）及び谷口悦子氏（対象者社外取締役、公認会計士）の3名から構成される公開買付者グループ及び対象者グループのいずれからも独立した本特別委員会を設置したとのことです（なお、本特別委員会の委員の報酬については、固定額となっており、成功報酬は採用していないとのことです。また、対象者は、本特別委員会の委員として設置当初からこの3名を選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はないとのことです。）。

対象者取締役会は、本特別委員会設置の決定に際し、本特別委員会に対し、(i)本取引の目的の合理性（本取引が対象者企業価値の向上に資するかを含む。）に関する事項、(ii)本取引の取引条件の妥当性（本取引の実施方法や対価の種類の妥当性を含む。）に関する事項、(iii)本取引の手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。）に関する事項、(iv)上記(i)乃至(iii)及びその他の事項を踏まえ、対象者取締役会が本取引の実施（本公開買付に関する意見表明を含む。）を決定することが少数株主に不利益か否か（以下「本諮問事項」と総称します。）について諮問したことです。さらに、対象者取締役会は、本取引に関する決定を行うに際して、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引の条件等について妥当でないと判断した場合には、本取引を実行する旨の意思決定（本公開買付けに対する対象者の賛同及び応募推奨を内容とする意見表明を含む。）を行わないことを併せて決議したとのことです。

加えて、対象者取締役会は、本特別委員会に対し、(i)対象者の費用負担の下、本取引に係る調査（本取引に關係する対象者の役員若しくは従業員又は本取引に係る対象者のアドバイザーに対し、本諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、説明又は助言を求めるなどを含む。）を行うことができる権限、(ii)対象者に対し、(a)本特別委員会としての提案その他の意見又は質問を公開買付者に伝達すること、及び(b)本特別委員会自ら公開買付者（本取引に係る公開買付者のアドバイザーを含む。）と協議・交渉する機会の設定を求めることができ、また、本特別委員会が当該機会の設定を求めない場合であっても、対象者は、公開買付者と協議・交渉を行った場合にはその内容を速やかに本特別委員会に報告し、本特別委員会は、当該内容を踏まえ、公開買付者との協議・交渉の方針について、対象者に対して意見を述べ、また、必要な指示・要請を行うことができる権限、(iii)必要と認めるときは、対象者の費用負担の下、本特別委員会独自の弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを選任する

ことができ、また、本取引に係る対象者のアドバイザーに対して必要な指示を行うことができるほか、必要と認めるときはアドバイザーの変更を求めることができる権限を付与したことです。これを受け、本特別委員会は、対象者の第三者算定機関であり、かつ、フィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券、及び対象者のリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれ、対象者の第三者算定機関、フィナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーとして承認し、また本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認したとのことです。

本特別委員会は、2022年10月14日より2022年12月20日までの間に合計12回開催され、本諮問事項についての協議及び検討が慎重に行われたとのことです。具体的には、本特別委員会は、(i)公開買付者に対する、本取引の目的・背景、本取引の条件及び本取引後の対象者の経営方針等に関する事項のヒアリング、(ii)対象者に対する、みずほ証券による対象者株式の株式価値算定の前提とした事業計画の内容及び策定方法、並びに公開買付者の提案内容及び本取引後の対象者の経営方針等に関する事項のヒアリング、並びに(iii)みずほ証券に対する、対象者株式の株式価値算定に関する事項のヒアリング等を行っているとのことです。

本特別委員会は、以上の経緯で本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2022年12月20日、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、本諮問事項につき大要以下を内容とする本答申書を提出しているとのことです。

(ア) 答申内容

- ① 本取引は対象者の企業価値向上に資すると認められ、本取引の目的は合理的である。
- ② 本取引の実施方法や対価の種類を含む本取引の取引条件は妥当である。
- ③ 本取引においては適切な公正性担保措置が講じられており、本取引に係る手続は公正である。
- ④ 上記①乃至③を踏まえ、対象者の取締役会が、(i) 本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決定すること、及び(ii) 本公開買付け後に本スカイーズアウト手続を実施することを決定することは、対象者の少數株主にとって不利益ではない。

(イ) 答申理由

I. 本取引の目的の合理性

本特別委員会は、本取引の目的及び本取引が対象者の企業価値に与える影響について、対象者及び公開買付者から説明を受け、質疑を行った。それらの内容をまとめると、概要は以下のとおりである。

- ・ 対象者グループは、経営理念である「①電線・ケーブル事業及び電子材料事業をコア事業とし、次代を担う事業の開発にも継続的かつ積極的に取り組み、活力・スピード感に溢れ、公正かつ透明性の高い連結経営を推進することにより、持続的に成長し、中長期的な企業価値を向上させるとともに、②地球環境問題に配慮しつつ、顧客ニーズにマッチした特長ある商品・サービスを提供することにより、持続的な社会の発展に貢献する」の実現を目指し、電線・ケーブル事業、電子材料事業、センサー&メディカル事業及び環境分析事業を柱に事業活動を展開している。
- ・ 対象者グループでは、2017年5月12日に、経営理念の実現に向けて、「2025長期ビジョン」を策定した。長期ビジョンの実行にあたっては、対象者グループの有する各事業の成長段階・競争力等に応じ「利益追求事業」、「成長追求事業」、「中長期育成事業」の3つのグループに分類した上で、第1期（2017～2019年度）、第2期（2020～2022年度）、第3期（2023～2025年度）に区切り、事業展開を進めてきた。
- ・ 長期ビジョンにおいて、対象者グループは、2025年度には売上高1,000億円・営業利益100億円を達成することを目指とし、電線・電子材料関連のフロンティアを開拓して、独創的な先端部品・素材を供給するニッチトップサプライヤーとなることを目指している。そのために、特に市場の拡大が期待される機能性ペースト分野及び医療機器部材分野においては積極的に投資を実行して

成長を追求し、その他の既存事業分野においては効率化投資の推進、高機能製品へのシフト等により回収利益の最大化を追求することを基本としている。

- ・ しかしながら、2025 長期ビジョン第2期（2020～2022 年度）の最終年度である 2022 年度では、半導体不足の段階的解消、新型コロナウイルス感染症（C O V I D-19）問題からの経済活動回復等を見込んでいるが、エネルギー・原材料価格の高騰及び成長追求事業の収益貢献の遅れ等を主因に大幅な計画未達となる見込みであり、2025 長期ビジョン第3期（2023～2025 年度）の目標・達成時期等の再検証が必要な状況と認識している。
- ・ 対象者グループとしては、対象者グループの提供する製品・サービスは、I o T（モノのインターネット化）、A I（人工知能）、5 G通信の進展、医療の高度化等に伴い必要とされるものであり、需要は拡大するとの中長期的な見方に変更ではなく、各種課題に対処するとともに新型コロナウイルス感染症（C O V I D-19）問題によって停滞した経済活動の回復に合わせ拡販・製品開発活動に努めているところである。
- ・ 対象者は、上記のような市場環境及び経済状況を踏まえ、対象者の長期ビジョンの目標・達成時期等の再検証が必要な状況と認識しているところ、対象者が公開買付者グループに入り、対象者の経営の独立性を尊重されつつ、公開買付者グループのリソースを対象者が活用できるようになることで、対象者の事業を発展させる上で様々な選択肢を対象者が得ることができ、さらに積極的な事業運営が可能となると考えている。また、それにより対象者の従業員が取り組むことができる業務の領域が広がるため、対象者が上場会社でなくなったとしても、対象者の従業員のモチベーションの維持及び向上を図ることは可能と考えている。さらに、公開買付者は、対象者の商流や取引先については対象者の独立性を尊重する方針であり、取引内容への関与は想定していないため、対象者の重要な取引先との関係に悪影響は生じないものと考えている。
- ・ 対象者は、本取引を通じて、以下のような効果を期待し得ると考えている。

① 両社の経営資源の効率的活用

両社間におけるより活発な人的交流の実施及び財務基盤等、諸機能の相互補完や最適化により、対象者の長期ビジョンの達成及び今後の継続的な成長に寄与するものと考えている。具体的には、経営企画・技術戦略や海外拠点、M & Aにおけるネットワーク等の相互補完や最適化を通じて、両社の成長分野におけるグローバルサプライチェーンの進化及びエレクトロニクス市場特有のスピード感への対応が可能となり、加えて、スタートアップ及びM & Aの活用時に必要となる外部の信用を得られる企業規模、リスクに耐えうる資金調達力を強化することが可能となると考えている。

② 電子材料分野における事業競争力の更なる強化

機能性フィルム事業や機能性ペースト事業、医療機器部材事業等、開発分野での協業体制の更なる推進や、公開買付者のサプライチェーンにおける情報網の活用による対象者電子材料の拡販等を行うことにより、対象者事業の更なる成長に寄与するものと考えている。具体的な協業体制としては、公開買付者の有する高性能圧延銅箔技術、金属薄膜の成膜技術及びシミュレーション技術の活用による新製品開発等を期待できることと考えている。

③ 電線・ケーブル分野の事業基盤の強化

公開買付者/対象者双方における電気銅の安定調達/供給体制を更に強化することが可能となり、また、スクラップ集荷網等の公開買付者グループ及び対象者グループの経営資源の利活用・連携を進めることで、銅スクラップの安定確保や、リサイクル促進によるS D G s推進体制の構築にも繋がるものと考えている。特に、両社間で共有する情報の量・質の向上や需要に応じた公開買付者から対象者への優先的な銅原料の供給、対象者から公開買付者へのスクラップ供給関係がより強固になることにより公開買付者における電気銅リサイクル原料比率の向上が期待できると考えている。また、長期的には、電気銅リサイクル原料比率が向上することで、差別化の難しい電線ケーブル事業製品の付加価値向上、事業機会拡大に繋がる可能性があると考えている。加えて、公開買

付者の有する海外拠点・海外ネットワーク等を活用することを通じて、電線・ケーブル分野の海外展開を促進させることができる可能性があると考えている。

④ 上場維持コスト及び管理部門における業務負担軽減

対象者株式の上場を維持するための体制については、近年の新市場区分における上場維持基準への対応やコーポレートガバナンス・コードの改訂など年々強化することが求められている。これらに対応するための上場維持コストは年々増大しており、本取引により公開買付者のみが対象者の株主となり完全子会社となることによって、上場維持コスト及び上場維持のための業務負担を軽減できるものと考えている。

- ・ 以上を踏まえ、対象者は、本取引は対象者の企業価値のより一層の向上に資するものである、との結論に至った。
- ・ 公開買付者としても、以下のようなシナジー効果を見込んでいる。
 - ① 現状では両社それぞれが、情報共有等における一定の制約のもと、自社事業を最適化する観点での交流になるため、効果が限定されているところ、両社間におけるより活発な人的交流の実施及び財務基盤等、諸機能の相互補完や最適化により、対象者の長期ビジョン達成並びに今後の継続的な成長に寄与するものと考えている。具体的には、経営企画・技術戦略や海外拠点、基礎技術開発、スタートアップとの協業、M&Aにおけるネットワーク等の相互補完や最適化を通じて、両社の成長分野におけるグローバルサプライチェーンの進化及びエレクトロニクス市場特有のスピード感への対応が可能となり、加えて、スタートアップ及びM&Aの活用時に必要となる外部の信用を得られる企業規模、リスクに耐えうる資金調達力及びこれらの取り組みを担える人材を強化することが可能となる。
 - ② 現状では秘匿性の高い知的財産については両社間で非開示となっているところ、本取引を通じて公開買付者グループ及び対象者が独自に有する知見・技術・情報・資材・ノウハウ等が統合され、それらの多様性及び深度が増すことにより、両社において自社の製品を相手方に販売してもらうクロスセルや公開買付者が対象者の事業部門や開発部門のために、技術課題の解決に資する技術を探索する活動であるテックスカウティング等を含めて長期的な目線で相互補完の効果が期待できる。また、これらの利用機会を最大化することにより、対象者研究開発品の利用価値及び研究開発の成功率向上に寄与する可能性がある。
 - ③ 現状対象者が公開買付者の完全子会社でないために両社の経済的メリットの観点から両社の技術系人材の交流や公開買付者の技術開発センターの対象者による活用は未実施となっており、また、情報管理の観点から顧客情報や市場情報を公開買付者から対象者に共有できていないが、本取引を通じてこれらの制約を排除し、機能性フィルム事業や機能性ペースト事業、医療機器部材事業等、開発分野での協業体制の更なる推進や、公開買付者サプライチェーンにおける情報網の活用による対象者電子材料の拡販等を行うことにより、対象者事業の更なる成長に寄与するものと考えている。具体的な協業体制としては、公開買付者の有する高性能圧延銅箔技術、金属薄膜の成膜技術及びシミュレーション技術の活用による新製品開発等を期待できる。
 - ④ 本取引を通じて現状電線・ケーブルの原料である電気銅の売買取引を行っている両社の利益相反関係が解消されることにより、公開買付者/対象者双方における電気銅の安定調達/供給体制をさらに強化することが可能となり、また、スクラップ集荷網等の公開買付者グループ及び対象者グループの経営資源の利活用・連携を進めることで、銅スクラップの安定確保や、リサイクル促進によるSDGs推進体制の構築にも繋がるものと考えている。特に、両社間で共有する情報の量・質の向上や需要に応じた公開買付者から対象者への優先的な銅原料の供給、対象者から公開買付者へのスクラップ供給関係がより強固になることにより公開買付者における電気銅リサイクル原料比率の向上が期待できる。

本特別委員会は、上記事項の具体的な内容及びこれらを踏まえた対象者の企業価値向上の可能性等について、対象者及び公開買付者との質疑応答を行い、その合理性を検証した。

その結果、対象者及び公開買付者の認識に特に不合理な点は認められない。

また、本特別委員会としても、公開買付者との質疑応答の内容を踏まえると、公開買付者は対象者の経営の独立性を尊重する方針であり、以下のシナジー及びメリットが期待できると考えるに至った。

- ・ 対象者が、公開買付者グループとの新たな協働や支援を受けることにより、特に営業マーケティング、新規投資、資金調達及び新規製品開発等の対象者が課題としている事項の解決が図られ、対象者の更なる飛躍的な成長につながる可能性が高まること。
- ・ 現在、対象者は、人材の登用、教育及び育成について一定の成果を上げている一方で、対象者の長期ビジョン等に示された事業展開の実現のためにはグローバルな人材や専門的な人材の活用が必要であるところ、本取引によって公開買付者グループ及び対象者間における人材交流の活性化及び強化が期待できること
- ・ 本取引によって、対象者グループの企業基盤が強化されることにより、対象者グループの従業員の雇用条件及び待遇の向上が図られる可能性があること。

さらに、本取引が対象者の非公開化を前提とするものであることから、本特別委員会は、対象者における非公開化に伴う影響についても検討した。

上場会社が非公開化することによって、一般的には、従業員のモチベーション、事業の商流又は取引先との関係の変化等が懸念されるところ、対象者によれば、対象者が公開買付者グループに入り、経営の独立性を尊重されつつもそのリソースを対象者が活用できるようになることで、対象者の事業を発展させる上で様々な選択肢を対象者が得ることができ、さらに積極的な事業運営が可能となると考えているとのことである。それにより対象者の従業員が取り組むことができる業務の領域が広がるため、非公開化により上場会社でなくなったとしても、対象者の従業員のモチベーションの維持及び向上を図ることは可能と考えているとのことである。また、対象者が公開買付者の完全子会社となったとしても、公開買付者は、対象者の商流や取引先については対象者の独立性を尊重する方針であり、取引内容への関与は想定していないため、対象者の重要な取引先との関係に悪影響は生じないものと考えているとのことであった。

以上のようなことから、対象者における非公開化による懸念は特段ないと考えられる。以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引は、対象者の中長期的観点からの企業価値の向上に資するものと認められ、その目的に合理性を有するものであると考えるに至った。

II. 本取引の取引条件の妥当性

(I) みずほ証券による株式価値算定書

対象者がみずほ証券から取得した対象者株式価値算定書によれば、対象者株式の1株当たり株式価値は、市場株価法によると419円から451円、類似企業比較法によると244円から474円、DCF法によると266円から1,044円とされているところ、本公開買付価格は、720円であり、市場株価法及び類似企業比較法による算定結果の上限値を上回っているとともに、DCF法による算定結果のレンジの範囲内であり、当該中央値を上回る金額に位置する金額である。

なお、本公開買付価格は、対象者の2022年9月末時点の連結簿価純資産額を基礎として算出した1株当たり連結簿価純資産額(778.83円)を下回っているものの、対象者が保有する資産のうち即時及び一括の売却が困難と考えられる資産として工場施設及び設備等(対象者の貸借対照表(2022年9月末)上、資産全体(58,704百万円)に占める工場及び設備等に該当する会計項目(「建物及び構築物(純額)」(8,393百万円)と「機械装置及び運搬具(純額)」(3,085百万円))の割合は19.55%)が相当程度存在すること、また、企業の清算に伴い、弁護士費用等の追加コストの発生が見込まれることに鑑みると、仮に対象者が清算する場合であっても、連結簿価純資産額が同額で換価される

わけではなく、現実的には連結簿価純資産額から毀損された金額となることが想定されることから、1株当たり連結簿価純資産額のみをもって本公開買付価格を判断することは妥当ではないと考えられる。

そして、本特別委員会は、みずほ証券から株式価値評価に用いられた算定方法等について詳細な説明を受けるとともに、みずほ証券及び対象者に対して評価手法の選択、算定の基礎となる対象者の事業計画に基づく財務予測を含む前提条件等に関する質疑応答を行った上で検討した結果、一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかった。

(II) 本公開買付価格の市場株価に対するプレミアム水準

本公開買付価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である2022年12月20日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値419円に対して71.84%、2022年12月20日までの過去1ヶ月間の対象者株式の終値単純平均値430円に対して67.44%、2022年12月20日までの過去3ヶ月間の対象者株式の終値単純平均値438円に対して64.38%、2022年12月20日までの過去6ヶ月間の対象者株式の終値単純平均値451円に対して59.65%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であって、かかるプレミアムの水準は、同種他社事例における平均的なプレミアム水準（経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日以降に公表された、親会社が、上場子会社の非公開化を企図して成立したTOB事例50件のプレミアム水準の平均値（公表日の前営業日の株価に対して39.87%、公表日の前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して42.81%、公表日の前営業日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して43.36%、公表日の前営業日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して44.58%）及び中央値（公表日の前営業日の株価に対して43.42%、公表日の前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して43.18%、公表日の前営業日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して41.02%、公表日の前営業日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して43.56%））と比して対象者株主にとって有利な水準であることを確認した。

(III) 交渉過程の手続の公正性

下記「III. 本取引の手続の公正性」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められるところ、「III. 本取引の手続の公正性」の(iv)「対象者及び本特別委員会による協議・交渉」に記載のとおり、かかる交渉により、実際に、公開買付価格の引き上げ余地がこれ以上存在しない旨、公開買付者より複数回主張される水準まで公開買付者が提示した価格を引き上げており、本公開買付価格は、そのような交渉を経て決定されたものであると認められる。

(IV) 対価の種類

本取引の対価は、本公開買付け及びその後に実施される予定の本スケイズアウト手続を通じて、現金であることが予定されているところ、公開買付者の株式は上場していないため十分な流動性がなく、本取引の対価として妥当ではないことから、本取引の対価の種類は妥当であるといえる。

(V) 本公開買付け実施の前提条件

本公開買付けは、本公開買付前提条件が充足されたとき（又は公開買付者が本公開買付前提条件を放棄した場合）に速やかに実施されるとされているが、本公開買付けにおいて、中国を含む国内外の競争当局における手續等に要する期間を正確に予想することが困難な状況であることを踏まえると、不合理なものではないといえる。

(VI) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引の取引条件は妥当であると判断するに至った。

III. 本取引の手続の公正性

(I) 特別委員会の設置

公開買付者が対象者に対して本取引を提案し、対象者が公開買付者に対して本取引を本格的に検討する旨を回答した当初から本特別委員会が設置され、アドバイザー等の選任権限が付与された上、

対象者において、本特別委員会の答申内容について最大限尊重し、本特別委員会が本取引の条件について妥当でないと判断した場合には、本取引を実行する旨の意思決定（本公開買付けに対する対象者の賛同及び応募推奨を内容とする意見表明を含む。）を行わないこととする旨決議がされているところ、本特別委員会の独立性、専門性・属性等の構成、アドバイザー等の検討体制についても特段の問題は認められない。

(II) 対象者による検討方法

対象者は、本公開買付価格の公正性の担保、本取引の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本取引について検討するにあたっては、公開買付者、及び対象者のいずれからも独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券、並びにリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から助言・意見等を得ながら、対象者の企業価値向上ひいては株主共同の利益の観点、並びに、対象者株主に対する合理的な条件での売却機会の提供の観点から、本公開買付価格をはじめとする買付条件の妥当性及び本取引の一連の手続の公正性といった点について慎重に検討及び協議を行っている。

また、本特別委員会としても、必要に応じてみずほ証券及びTMI総合法律事務所より専門的助言を受けることができることを確認し、現に助言・意見等を得ている。

(III) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、みずほ証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼し、2022年12月20日付で同社から対象者株式価値算定書を取得した。

(IV) 対象者及び本特別委員会による協議・交渉

対象者は、本特別委員会から提示された交渉方針及び助言に沿って、本公開買付価格について、少数株主の利益保護の観点からその公正性を確保するための実質的な協議・交渉を公開買付者との間で複数回にわたって行っている。

具体的には、対象者はみずほ証券を通じて、対象者株式の市場株価の過去推移、対象者のフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券による株式価値評価の試算、及び東京証券取引所や経済産業省等において議論されているとおり、PBR1倍の水準は対象者の株主より広く意識されうる基準の一つであること等を総合的に勘案した上で、延べ5回にわたり、本特別委員会から提示された交渉方針及び助言に従い、公開買付者に対して本公開買付価格の引上げを求める、最終的に、公開買付者から、これ以上本公開買付価格を引き上げることはできない旨の意向が複数回示されるまで交渉を行った。

そして、かかる交渉により、公開買付者から提示される価格を引き上げた結果として、1株当たり720円という本公開買付価格が決定されている。

(V) 対象者における独立した検討体制の構築

対象者は、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、公開買付者から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を対象者の社内に構築している。

(VI) 本取引の交渉過程及び意思決定過程における特別利害関係人の不関与

対象者の立場で本取引を検討・交渉する取締役には、本取引に特別な利害関係を有する者は含まれておらず、その他、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程で、公開買付者その他の本取引に特別な利害関係を有する者が対象者側に不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められない。

なお、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、対象者の取締役のうち、公開買付者の常務執行役員を兼任している百野修氏並びに公開買付者の出身者である山田宏也氏、今井雅文氏及び堂岡芳隆氏は、対象者取締役会における本取引の検討に関する議題の審議には一切参加しておらず、対象者の立場において本取引の検討、本取引に係る公開買付者との協議・交渉にも一切参加していない。

(VII) マジョリティ・オブ・マイノリティ条件

本公開買付けにおいていわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、

かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考えられることから、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) の買付予定数の下限を設定していないとのことである。もっとも、本公開買付けにおいては、公開買付者及び対象者において適切な公正性担保措置が実施されていることから、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) に相当する下限が設定されていないことのみをもって、適切な公正性担保措置が講じられていないと評価されるものではないと考えられる。

(VIII) 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者及び対象者は、対象者が公開買付者以外の買収提案者（以下「対抗的買収提案者」という。）と接触を禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げられていない。

また、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」という。）について、法令に定められた最短期間の20営業日に設定しているところ、本公開買付けの開始は本取引公表日より一定期間経過後となる見込みであることから、対象者の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対象者株式の買付け等を行う機会が実質的に確保されるため、適切な公正性担保措置が講じられていないと評価されるものではないと考えられる。

(IX) 適切な情報開示

本取引においては、本公開買付けが成立した場合に、その後に実施される予定の本スクイーズアウト手続について、公開買付者が提出する公開買付届出書、対象者が公表するプレスリリース等において、十分な開示がなされることが予定されている。

なお、本公開買付け後に本スクイーズアウト手続を行う場合、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主に交付される金銭の額が、株式等売渡請求の場合においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を交付することを定める予定である旨が、株式併合の場合においては、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう株式併合により生じる端数の合計数の売却代金が算定される予定である旨が、プレスリリース等で明示される予定であると認められ、本公開買付けに応募することの強圧性が低減される適切な措置が採られているといえる。

(X) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引においては適切な公正性担保措置が講じられており、本取引に係る手続は公正であると判断するに至った。

IV. 対象者取締役会が本取引の実施（本公開買付けに関する意見表明を含む。）を決定することが少数株主に不利益か否かについて

上記を踏まえ慎重に検討した結果、対象者取締役会が本取引の実施を決定することは対象者の少数株主にとって不利益ではないと判断するに至った。すなわち、対象者の取締役会が、(i) 本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決定すること、(ii) 本公開買付け後に本スクイーズアウト手続を実施することを決定することは、対象者の少数株主にとって不利益ではないと判断するに至った。

(d) 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、公開買付者グループ及び対象者グループのいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして、TMI 総合法律事務所を選任し、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の過程、方法その他の本公開買付けに関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けているとのことです。

なお、TM I 総合法律事務所は、公開買付者グループ及び対象者グループのいずれの関連当事者にも該当せず、本公開買付けを含む本取引に関する重要な利害関係を有していないとのことです。また、TM I 総合法律事務所に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。

(e) 対象者における利害関係を有しない取締役の承認

対象者取締役会は、TM I 総合法律事務所から受けた法的助言及び対象者株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関する、対象者の企業価値向上、本取引に関する諸条件の妥当性等の観点から慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「②対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、本公開買付けを含む本取引は対象者グループの企業価値の向上に資するとともに、本公開買付価格は妥当性を有し、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2022年12月21日開催の取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者株主の皆様に対し公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

また、対象者の本日開催の取締役会においては、本公開買付けが開始される際に、本特別委員会に対して、本答申書の意見に変更がないか否か検討し、対象者取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえて、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議したとのことです。

上記の対象者取締役会においては、対象者の取締役9名のうち、山田宏也氏、今井雅文氏、百野修氏及び堂岡芳隆氏を除く取締役5名が審議及び決議に出席し、出席した取締役の全員の一致により決議されているとのことです。なお、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、対象者の取締役のうち、公開買付者の常務執行役員を兼任している百野修氏並びに公開買付者の出身者である山田宏也氏、今井雅文氏及び堂岡芳隆氏は、対象者取締役会における本取引の検討に関する議題の審議には一切参加しておらず、対象者の立場において本取引の検討、本取引に係る公開買付者との協議・交渉にも一切参加していないとのことです（なお、対象者の取締役である前山博氏も公開買付者の出身者ではございますが、公開買付者に在籍していたのが7年以上前である事情に鑑みて、本取引の公正性に影響を与えないと判断されたことから、本取引の検討に関する議題の審議に参加しているとのことです。）。

(f) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

また、公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間である20営業日としておりますが、公開買付者は、2023年6月頃に本公開買付けを開始することを目指しており、本公開買付けの予定の公表から本公開買付けの開始までの期間が長期に亘るため、対象者の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保していると考えており、もって本公開買付価格の適正性も担保することを企図しております。

③ 算定機関との関係

公開買付者のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関する重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	39,041,947(株)	18,448,182(株)	－(株)
合計	39,041,947(株)	18,448,182(株)	－(株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（18,448,182株）に満たない場合は、応募株券等の全ての買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（18,448,182株）以上の場合は、応募株券等の全ての買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株式の最大数（39,041,947株）を記載しております。当該最大数は、対象者第2四半期報告書に記載された2022年9月30日現在の発行済株式総数（70,156,394株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（8,375,229株）及び公開買付者が直接所有する株式数（22,739,218株）を控除した株式数（39,041,947株）になります。
- (注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って対象者の株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い、公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注5) 上記「買付予定数」及び「買付予定数の下限」は、本日時点の情報に依拠する暫定的な数であり、同時点以後の対象者が所有する自己株式数の変動等のために、本公開買付けにおける実際の数値が上記の数値と異なる可能性があります。本公開買付けの開始前に、本公開買付けの開始時点において入手可能な最新の情報を踏まえ、最終的な「買付予定数」及び「買付予定数の下限」を決定する予定です。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	227,392 個	(買付け等前における株券等所有割合 36.81%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	未定	(買付け等前における株券等所有割合 未定)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	617,811 個	(買付け等後における株券等所有割合 100%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	617,108 個	

- (注1) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等に係る議決権の数に、「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」を加えた議決権の数を記載しております。
- (注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等前における株券等所有割合」は、本日現在未定ですが、本公開買付けの開始までに調査の上開示する予定です。なお、各特別関係者の所有株券等も、本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、0個としております。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者第2四半期報告書に記載された2022年9月30日現在の

総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式も公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第2四半期報告書に記載された2022年9月30日現在の発行済株式総数（70,156,394株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（8,375,229株）を控除した株式数（61,781,165株）に係る議決権の数（617,811個）を分母として計算しております。

- (注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 28,110,201,840円（予定）

(注) 買付代金は、上記「(5) 買付予定の株券等の数」に記載した本公開買付けの買付予定数（39,041,947株）に1株当たりの買付価格（720円）を乗じた金額を記載しております。なお、買付代金額は、最終的な買付予定数及び買付予定数の下限が決定された場合に変動する可能性があります。

(8) その他買付け等の条件及び方法

① その他買付け等の条件及び方法

決済の方法、公開買付開始公告日並びに下記②及び③に記載している内容以外の「その他買付け等の条件及び方法」については、決定次第お知らせいたします。なお、公開買付代理人は、大和証券を起用する予定です。

② 法27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限である18,448,182株に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限である18,448,182株以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

③ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、さらに米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」及び「(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその事由」をご参照ください。

本公開買付けによる今期業績予想に与える影響は現在精査中であり、今後、業績予想の修正の必要性及び公表すべき事項が生じた際には、速やかに開示いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、本日開催の取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者株主の皆様に対し公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

対象者の取締役会決議の詳細については、上記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(e) 対象者における利害関係を有しない取締役の承認」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 「2023年3月期第2四半期(累計)の業績予想値と実績値の差異および通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」の公表

対象者は、2022年10月28日付で「2023年3月期第2四半期(累計)の業績予想値と実績値の差異および通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しています。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

② 「2023年3月期の期末配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」の公表

対象者は、本日開催の取締役会において、2023年3月期の配当を行わないことを決議したとのことです。詳細につきましては、本日付で公表した「2023年3月期の期末配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

当社は「将来に関する記述」として明示的又は默示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で当社が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、当社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国規制】

当社は、本公開買付けが、適応される米国の法令及び各種規制を遵守するものとして実施できない限り、本公開買付けを、米国において若しくは米国に向けて又はいかなる米国人（米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）レギュレーション S に規定される「米国人」）を意味します。以下、本項において同じです。）に対しても行いません。その場合、米国から若しくは米国内における、若しくは米国内に存在若しくは居住する者による、又は米国人の計算において若しくはその利益のために活動するいかなる者による、本公開買付けに対する対象者の株券等の応募は、いかなる用法、方法若しくは手段による又はいかなる施設を通じて行われるものであっても行うことはできません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。